

○ 集团的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について（通達）

（令和4年5月17日付け香少年第82号）

刑法犯少年の検挙人員は減少し続けているが、少年事件の共犯率は20歳以上の者に係る事件よりも依然として高く、また、集团的不良交友関係が背景にうかがわれる凶悪事件の発生が後を絶たない状況にある。このようなことから、集团的不良交友関係の実態の把握及び分析を適時かつ的確に行い、戦略的な検挙・補導、SOSを発している少年の救出、個々の少年に対する立ち直り支援を適切に行うことにより、集团的不良交友関係の解消を図る必要がある。

各署においては、管内の実情、特に集团的不良交友関係のインフラとなっている活動エリアの特性等を踏まえつつ、集团的不良交友関係の解消に向けた対策の効果的な推進に努められたい。

なお、「集团的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について（通達）」（平成29年5月17日付け、香少年第92号）は、本通達の実施をもって廃止する。

記

1 集团的不良交友関係

集团的不良交友関係は、次に掲げるものとする。

(1) 非行集団等

非行集団（暴走族にみられるように、組織性・継続性を有する3人以上の集団であって、自ら違法行為を繰り返すほか、構成員の非行を容認、助長し、かつ、非行により構成員間の連帯を強めるもの。）及び非行集団には至らないものの、非行や不良行為を繰り返している3人以上のグループ

(2) 非行集団等の構成員

(3) (1)及び(2)に準じる2人以上の交友関係

2 集团的不良交友関係の解消に向けた対策の具体的推進要領

(1) 情報収集及び実態把握

集团的不良交友関係の実態を把握するには、非行集団のような組織性の高い集団のみならず、より緩いつながり、すなわち集団の形成に至る前の段階における不良交友関係に関する情報についても収集することが重要である。そのためには、情報は、断片的なものや疑いのあるものも含めて幅広く収集すること。

また、情報収集は、全ての部門が協力し、事件検挙、交通違反の取締り、職務質問、街頭補導、巡回連絡等あらゆる警察活動を通じて行うこと。暴走族等の非行が進んだ少年等で構成される組織性の高い集団については、暴力団を後ろ盾として勢力の拡大を図ろうとする例も見られることから、組織犯罪対策部門との連携に配慮すること。

なお、収集した情報については、適切に管理しつつ「集团的不良交友関係対策システムに係る運用管理要領の制定等について」（平成29年1月16日付け香少年第8号）に基づき、集約した情報を的確に分析する本システムを有効活用し、組織的な把握及び的確な分析に努めること。

(2) 情報分析と具体的な対策の検討

収集した情報や把握した実態を踏まえて、個々の集団的不良交友関係について、具体的な対策やその進め方を検討すること。

特に、非行を繰り返し敢行しているもの、非行が進んでいると認められる少年が含まれるもの、いわゆるたまり場にい集するなどして地域住民からの通報が絶えないものについては、所属長が指定するなどして、優先的かつ重点的な対策を検討すること。

(3) 戦略的な検挙・補導とＳＯＳを発している少年の救出

集団的不良交友関係に対しては、情報や実態を踏まえて、優先度の高いものから戦略的に検挙・補導を進めること。

また、集団的不良交友関係が原因でいじめや暴力等に苦しみＳＯＳを発している少年を発見し、救出すること。

さらに、ＳＯＳを積極的に発信できない少年もいることから、少年が自ら助けを求めて来るのを待ち受けるだけではなく、少年サポートセンター等が、少年警察ボランティア等と連携することにより、少年からのＳＯＳ又はこれにつながる情報を収集するなどアウトリーチ型の活動にも努めること。

(4) 立ち直り支援

検挙・補導した少年に対しては、少年警察ボランティア等と連携し、集団的不良交友関係にかわる居場所づくりなどの立ち直り支援活動を行うこと。

なお、少年が暴力団やぐ犯グループ等との集団的不良交友関係を遮断できないまま 20 歳となった後においては、本人の脱退や当該集団の早期解体等は組織犯罪対策部門等が担当することとなる一方で、当該 20 歳以上の者が新たに少年と集団的不良交友関係を形成すること、当該 20 歳以上の者から少年が福祉犯被害に遭うこと等の防止は、少年警察部門が引き続き実施することとなる。このため、組織犯罪対策部門その他の関係部門に的確な情報の引継ぎを行うとともに、20 歳となった後の情報の提供を受けるなど、間隙を生じさせないための対応を図ること。

3 対策を推進する上での留意事項

(1) 情報収集及び実態把握について

情報収集及び実態把握を進める上で、着目すべき地区（エリア）は以下のとおりである。

ア 中学校区エリア

集団的不良交友関係については、同じ中学校あるいはその卒業生を単位として集団的不良交友関係が形成される例が少なくない。

地域社会との関係においても、小学校と比較して非行防止に係る地域社会の活動について活性化の余地が大きいと考えられる一方で、中学校区は居住エリアを単位としているため活性化が図られれば大きな効果が期待できる。

このため、各署においては、管内の中学校区を単位として、集団的不良交友関係の把握及び分析を行うこと。また、立ち直り支援活動や社会気運の醸成について、学校・教育委員会のみならず、自治体、少年警察ボランティアその他の各種ボラン

ティア、商店街振興組合、保護者やPTA団体等との連携を強化すること。

なお、中学校区に着目した対策を推進する上においては、学校との的確な連携が特に重要である。学校との連携については、平成16年に構築した香川県学校・警察相互連絡制度に基づき更なる強化が図られてきているところであるが、自治体・教育委員会の理解も得て、スクールサポーター制度の一層の拡充と有効活用に配慮すること。

イ 少年い集エリア

少年らが遠方から繁華街・歓楽街等にい集することにより集団的不良交友関係が形成され、路上強盗、暴力行為、ひったくり、万引き、乗り物盗等の発生の要因となっていることから、中学校区エリアとは別個に把握する必要がある。

少年がい集するエリアのうち、飲食や遊興等のサービス産業が集中し、多数の事業者及び消費者が集まる地域である繁華街・歓楽街においては、特に非行の深度が進んだ少年らによる交友が見られるところであり、当該繁華街・歓楽街を管轄する署にあっては、関係部門が緊密に連携して実態の把握及び分析を推進すること。その際、商店街振興組合のほか、繁華街・歓楽街特有の商業施設との連携を図るとともに、風俗営業の営業所等において少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の把握及び補導を適切に行うこと。

繁華街・歓楽街を除く市街地に存在するゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等の施設や郊外型大型商業施設等においても、それぞれの特徴に応じ、周辺からの少年のい集状況を踏まえ、管理者との連携等の対策を推進すること。

(2) その他

少年い集エリアを管轄する署と少年の居住地を管轄する署が異なる場合のほか、同一の中学校区や少年い集エリアを複数の署が管轄する場合等においては、少年課が指導・調整を行い、集団的不良交友関係の把握及び分析、立ち直り支援活動等の推進における連携の確保を図ること。

また、暴走族のように活動区域が相当程度に広域となる場合は、少年課が交通指導課を始めとする関係部門と連携しつつ、署との適切な役割分担の下で集団的不良交友関係の把握及び分析、立ち直り支援活動等を推進すること。

県警察の区域を越えた連携を確保する必要がある場合においては、少年課が関係都道府県警察本部と適切な協力関係を構築するほか、必要に応じ、警察庁生活安全局少年課若しくは管区警察局の指導・調整を受けること。

4 報告

集団的不良交友関係を把握した場合は、その内容について、少年課に報告すること。

また、本通達に基づき各所属が実施した施策等については、その都度、少年課まで報告すること。